



山口市中小企業等採用活動支援補助金

山口市内中小企業等の人材確保に向けて採用力の強化を図るため、採用活動に係る経費の一部を補助します。

補助対象者

山口市内に主たる事務所を有する中小企業者又は本市との間で事業所の設置に係る協定を締結した事業者

申請期間

令和**6**年**4**月**1**日(月)～ ※予算額に達し次第終了
※対象事業実施前に申請が必要です。
申請の流れについては裏面をご覧ください。

対象事業

1. 求人情報誌や就職情報サイト等に正規従業員の求人情報（外国人材の求人も含む）を掲載する事業又は人材紹介サービス（派遣などの正規従業員以外の紹介は除く）を利用する事業
2. 採用ホームページの作成や改修、採用を目的とした企業紹介動画の制作に係る事業
3. 求職者（無業者、離職者、転職希望者）の採用のため、企業説明会等（オンラインも含む）の実施又は参加を行う事業

※対象要件の詳細については、「山口市中小企業等採用活動支援補助金」ウェブサイトをご確認ください。

補助率及び補助額

事業	補助率	補助限度額
求人情報掲載又は人材紹介サービス利用事業	補助対象経費の2分の1	10万円 (1回限り)
採用HP作成・企業紹介動画制作事業		10万円 (1回限り)
企業説明会等(オンラインも含む)実施参加事業		5万円 (複数回可、上限20万円)

申請に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

TEL **083-934-2645**

FAX: 083-934-2650

〒753-8650 山口市亀山町2番1号
山口市 商工振興部
ふるさと産業振興課 人材確保支援担当



詳細は、ウェブサイトをご覧ください

補助要件

下記の(1)～(5)の要件をすべて満たす事業者

- (1) 山口市内に主たる事業所を有する中小企業者又は本市との間で事業所の設置に係る協定を締結した事業者であること。
- (2) やまぐちごと応援サイトへ登録している又は登録予定であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 山口市からの指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 事業主又は役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。

対象経費

補助金の認定申請を行う日の属する年度の3月31日までに行った補助対象事業に要した経費。

- (1) 求人情報誌や就職情報サイトへの求人情報掲載に係る費用又は人材紹介サービスの利用に係る費用
- (2) 採用ホームページの作成や改修、採用を目的とした企業紹介動画の制作に係る委託料等
- (3) 企業説明会等（オンラインも含む）を実施又は参加に要する参加負担、会場使用、会場装飾及び備品等資材購入借入に係る費用並びに企業説明会等に派遣した、従業員の交通費及び宿泊費等

※ 国・県・市及びこれらに準じる団体からの補助又は助成を受けた経費については対象外です。

※ 次の者が支払先となっている経費は対象外です。①補助対象者と資本関係がある事業者②補助対象者の代表者・役員
の属する企業等③補助対象者の親族等の経営する事業者

※ (1)・(2)・(3)は一事業者それぞれ申請可能です。

申請書類

下記の(1)～(5)の書類をすべて提出ください。申請様式は、山口市ウェブサイトからダウンロードすることができます。

- (1) 山口市中小企業等採用活動支援補助金事業認定申請書
- (2) 補助対象経費の見積書等の写し
- (3) 補助対象事業の概要が分かるもの
- (4) 履歴事項全部証明書又はこれに代わるもの（個人事業者の場合は、確定申告書の写し又は開業届の写し及び住民票の写し）
- (5) 本市が発行する市税の滞納の無いことの証明（申請日前3か月以内に証明されたもの）

提出先

〒753-8650 山口市亀山町2番1号
山口市 商工振興部
ふるさと産業振興課 人材確保支援担当



申請の流れ



<詳細については、「山口市中小企業等採用活動支援補助金」ウェブサイトをご覧ください。>